

上富良野町財務会計システム更新業務
事業者選定プロポーザル募集要領

(平成 30 年 6 月 8 日決定)

1 業務の目的

上富良野町においては、現在の財務会計システムは平成 16 年から運用しており、予算編成から執行管理までの財務会計に関する業務を管理している。導入から約 12 年が経過し、最新環境への対応と業務改善による TCO の削減を推進するため、財務会計システムの更新を行う。

については、委託事業者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 上富良野町財務会計システム更新業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「上富良野町財務会計システム更新業務仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| (4) 予算上限額 | 金 30,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
※上記金額は、システム導入に関する費用及び平成 35 年 3 月 31 日までの
利用料、運用保守、回線通信料等運用上必要となるすべての費用の合計
額。(LGWAN アクセス回線使用料を除く。) |

3 担当部署

〒071-0596

北海道空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 1 1 号

上富良野町総務課財政管理班 (上富良野町役場 2 階)

電 話 0167-45-6980

F A X 0167-45-5362

電子メールアドレス hamamura-a@town.kamifurano.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者 (以下「参加希望者」という。) は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 北海道内に本店又は事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 上富良野町での平成 29・30 年度競争入札参加者名簿に登録 (予定) していること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律 154 号) に基づき、更正手続開始の申立がなされている者又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと等、経営状態が著しく不健全でなく、本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- (6) 会社法に基づく役員等が暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 町税を滞納している者ではないこと。町内に事業所を有していない者（町に納税義務がない者）は、本店が所在する市町村区税を滞納している者でないこと。
- (8) 過去 5 年（平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間）において、市町村の財務会計システム構築業務又は類似業務の受注実績を有する者であること。

5 参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、必要事項を記入の上、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 「プロポーザル参加申込書」（様式 1）
- ② 「誓約書」（様式 2）
- ③ 会社概要書（会社名、所在地、資本金、業務概要、社員数、組織機構等）（様式 3）
- ④ 業務実績書（様式 4）
- ⑤ プロポーザル参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、「辞退届」（様式 5）を提出すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 6 月 15 日（金） 17 時 00 分まで

(3) 提出先

上記 3 「担当部署」に同じ。

(4) 提出方法

上記提出先へ直接持参（土日祝日及び開庁時間外を除く。）又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、簡易書留とし上記提出期限までに必着すること。

(5) 参加承認の結果通知

参加承認の可否の結果は、平成 30 年 6 月 18 日（月）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

6 質問の受付及び回答

様式 6 「質問書」により、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 受付期間

平成 30 年 6 月 19 日（火）から平成 30 年 6 月 21 日（木） 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

上記 3 「担当部署」の電子メールアドレス宛に、添付し提出すること。また、電子メール送信後に、電話による確認を行うこと。

なお、受付期限（電子メールの受信時刻については、当町メールサーバにおいて受信された時刻とする。）経過後の質問及び指定した方法以外での方法での質問は一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、平成30年6月25日（月）までに上富良野町行政ホームページに公開する。回答の際、質問を行った業者の名称は公開しないこととし、質問に対する回答は、本募集要領及びその他提供資料の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

企画提案者は次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

平成30年6月28日（木）17時00分まで

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式7）

② 提案書（任意様式）

・「上富良野町財務会計システム更新業務企画提案書作成要領」に基づき各業務に関し個別に作成すること。

③ 業務実施体制届出書（様式8）

・主任技術者を1人、担当技術者を1人以上それぞれ配置すること。また、主任技術者が技術担当者を兼ねることは認めない。

④ 予定技術者の経歴等従業務調書（様式9）

・④の主任技術者、技術担当者ごとに、分担業務の内容、資格、業務経歴等について記載すること。

⑤ 参考見積書（様式10）

・見積書は、5カ年の合計金額とし、積算内訳を年度ごとに作成し添付すること。

⑥ 企画提案ヒアリング出席報告書（様式11）

(3) 提出先

上記3「担当部署」に同じ。

(4) 提出方法

上記提出先へ直接持参（土日祝日及び開庁時間外を除く。）又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、簡易書留とし上記提出期限までに必着すること。

(5) 提出部数等

紙媒体12部（正本1部、副本11部）

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。なお、必要に応じて追加資料の提出を要請する場合がある。

8 事業者の選定

上富良野町財務会計システム更新業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が

事業者を選定する。委員会において提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

9 プレゼンテーションの実施

提案については、上記7による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日時及び場所

平成30年7月5日(木) 10時00分から

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場庁舎 2階審議室

なお、実施日時及び場所について変更がある場合は、前日までに通知する。

(2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明(40分以内)、選定委員から提案者への質疑と応答(10分程度)を参加者ごとに行う。
- ② 出席者は3名までとし、責任者として配置予定の者は、必ず出席しなければならない。
- ③ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は提案者で用意することとする。(プロジェクター及びスクリーンは上富良野町で用意するが持参してもよい。)
- ④ プレゼンテーションの順番については本プロポーザルの提案書提出順に行うものとする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。
- ⑤ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。

10 審査及び審査結果通知について

- (1) 委員会において、企画提案書書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、優先交渉権者及び次点者を決定するものとする。
- (2) 委員会は別紙1に定める採点基準表に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。
- (3) 審査結果については、審査参加者に書面にて通知を行う。なお、審査の内容についての問い合わせは一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。
- (4) 失格
 - ① 企画提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
 - ② 参加資格を満たしていないと判断される場合
 - ③ 企画提案書等の内容に虚偽が認められる場合
 - ④ 契約を締結するまでの間に、本町の入札参加資格停止の措置を受けた場合
 - ⑤ プレゼンテーションを欠席又は指定した時間に遅刻した場合
 - ⑥ 見積書の見積額(税込)が上記2(4)の上限額を超えている場合

11 契約

- (1) 契約手続

審査結果に基づき、町は契約優先交渉権者と協議し、必要により仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、契約優先交渉権者が「4 参加資格」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

(2) 契約保証金

上富良野町財務規則(平成6年上富良野町規則第9号)第128条及び第129条の規定による。

(3) 支払い条件

原則として、完成払いとする。

1.2 事業スケジュール

項目	日程等
公示	平成30年6月8日(金)
参加申し込み期限	平成30年6月15日(金)17時00分必着
参加承認結果通知	平成30年6月18日(月)
質疑の受付期間	平成30年6月19日(火)～ 平成30年6月21日(木)17時00分
質疑に対する回答	平成30年6月25日(月)
企画提案書提出期限	平成30年6月28日(木)17時00分必着
審査(プレゼンテーション)	平成30年7月5日(木)10時00分
審査結果の通知・公表 (契約優先交渉権者の決定)	平成30年7月9日(月)
協議開始日	平成30年7月10日(火)
協議終了日(予定)	平成30年7月12日(木)
業務委託契約締結日	平成30年7月12日(木)(予定)

1.3 その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は、返却しないものとする。

② 提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

③ 提出書類の著作権等の取扱いについては、提案参加者に帰属する。ただし、上富良野町が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案者の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(3) その他留意事項

やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した経費

を上富良野町に請求することはできない。